

浦 監 第 26 号
令和 3 年 4 月 15 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査
(令和2年4月1日～令和2年9月30日又は令和2年10月31日)

2. 監査対象部課 環境部 斎場

3. 監査結果公表年月日 令和3年2月10日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	(1)斎場使用料について、徴収事務の受託事業者が窓口で徴収した使用料を、市の担当者が引き継ぎ保管し、概ね100万円又は、3～4日分の徴収金を指定金融機関へ入金していた。本来、徴収事務の受託事業者が納めるべきものであることから、現金の取扱いについて、改善、検討を求める。(指摘事項:斎場)	(1)斎場使用料について、徴収した現金は、徴収事務受託事業者が指定金融機関へ納めるよう改善しました。

